

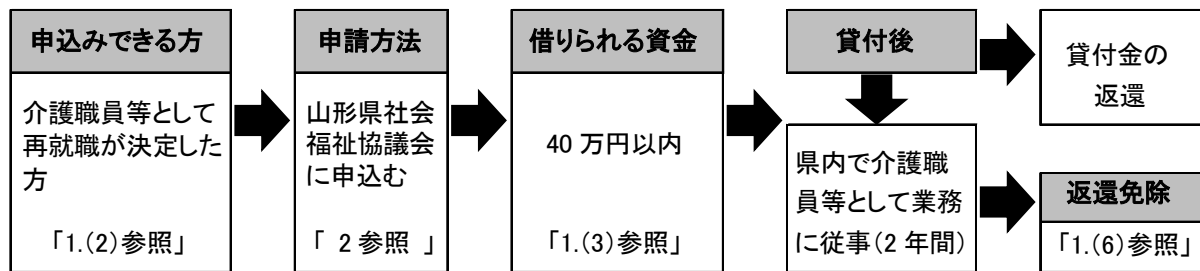
# 介護の仕事に再就職する方を応援します！

## 再就職準備金貸付 募集案内

### 1. 再就職準備金貸付の概要

#### (1) 概要

この貸付制度は、介護職としての一定の知識及び経験を有する離職中の方に対し、介護職として再就労するにあたっての準備資金を貸付け、介護現場への復職を支援するものです。  
貸付後、山形県内の介護保険サービス事業所等の介護職員として2年間継続して従事した場合は、返還が免除されます。



#### (2) 貸付対象者 (①から④のすべてを満たす方)

- ① 介護職員 (※1) としての実務経験を1年以上有する方
  - ② 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労するまでの間に山形県福祉人材センターに氏名、住所等の届出または求職登録を行っている方
  - ③ 次のいずれかに該当する方
    - ・介護福祉士 ・介護福祉士実務者研修修了者 ・介護職員初任者研修修了者 (介護職員基礎研修、ヘルパー1級・2級を含む)
  - ④ 山形県内の介護職員 (※1) として再就職が決定した方 (既に就職している方を除く)  
(※1) 居宅サービス等 (介護保険法 (平成9年法律第123号) 第23条に規定する居宅サービス等) を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業 (同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業) 若しくは第一号通所事業 (同号ロに規定する第一号通所事業) を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等 (社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護等をいう。) の業務である者
- ※ 生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他の国庫補助事業等を活用した制度との併用はできません。

#### (3) 貸付内容

貸付金額 40万円以内 (1人あたり1回限り)

貸付利子 無利子 (ただし、返還期間を過ぎた場合は延滞利子を徴収します。)

貸付対象となる経費 (再就職の際に必要な次に掲げる経費)

注) 内定日から就職日の前日までに掛かった経費が対象

- ・子どもの預け先を探す際の活動費
- ・介護に係る情報収集や講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費
- ・介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具や鞆等の被服費 (各用具の上限額を1万円とする)
- ・敷金礼金、転居費など転居を伴う場合に必要な経費
- ・通勤用の自転車又はバイクの購入費 (車の購入費、修繕費等は含まない) など

※ 貸付金使途に係る領収書は、返還が終了するまで保管して下さい。なお、後日国の検査等で支出内容を確認する場合があります。その際、支出が確認できない、使途があきらかに再就職準備として適当でない等の不適切事項がある場合は貸付金を返還していただくこともあります。

#### (4) 貸付金の交付

貸付契約後、一括交付します。

#### (5) 連帯保証人 (原則、①から③のすべてを満たす方を1名立てる必要があります。)

- ① 申請者とは別に生計を営んでいる方
- ② 山形県内に住所を有する方
- ③ 65歳未満の方で、市町村県民税を課税されている方

※ 申請者が未成年の場合は、別途、法定代理人も連帯保証人として必要です。

#### (6) 返還の免除

山形県内の介護保険サービス事業所等に、介護職員として就労した日から2年間引き続きその業務に従事した場合は、返還が免除されます。

**未就労、他産業への転就職、介護職員等を自己都合で退職した場合は、返還が必要となります。**

#### (7) 返還

返還は一括または月賦（返還期間 12 か月以内）とします。返還期間を過ぎた場合は延滞利子を徴収します。月賦による返還は、疾病等により業務に従事できなくなった場合などやむを得ない理由がある場合のみ可能です。

## 2. 申請の手続き

貸付けを希望する方は、**就職後3か月以内に次の書類を提出してください。**

### 申請に必要な書類

再就職準備金貸付申請書（第1号様式）に次の書類を添付して申し込んで下さい。

- ① 再就職準備金利用計画書（第2号様式）
- ② 雇用（内定）に関する証明書（第3号様式）
- ③ 過去に介護職として1年以上従事したことがわかる書類（例：介護福祉士国家試験受験時の実務経験証明書の写し、源泉徴収票や給与明細の写し、雇用保険離職票の写し等）または実務経験証明書（第4号様式）
- ④ 保有資格の取得証明書又は修了証明書の写し
- ⑤ 住民票謄本（発行後3か月以内、個人番号以外省略のないもの）
- ⑥ 連帯保証人が市町村県民税を課税されていることがわかる書類（市町村が発行する「市町村民税・県民税課税証明書」又は「給与所得に係る市町村民税・県民税・森林環境税 特別徴収税の決定通知書」の写し）

※ これら以外にも必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

## 3. 貸付可否の決定（事務手続きの予定）

提出された書類を審査し、貸付の可否を決定し、決定通知書を送付します。その後、貸付が決定した方と契約締結（借用書等の提出）し、貸付金を指定口座に一括で送金します。

（審査決定から送金まで4週間程度かかります。）

## 4. 申し込み先・問い合わせ先

社会福祉法人山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター

〒990-0021 山形市小白川町2丁目3-30 電話 023 (633) 7739

※ 申請書、添付書類、その他指定様式は、山形県福祉人材センターのホームページからダウンロードできます。 <http://www.ymgt-shakyo-j2.info/>